

甲州市生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金交付要綱

平成17年11月1日

告示第 25 号

改正 平成30年7月1日告示第105号

改正 平成31年3月27日告示第46号

(目的)

第1条 市民による生ごみの自家処理を推進し、もってごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るとともに、衛生的な環境づくりを推進するため、一般家庭等から排出される生ごみを処理する処理容器及び処理機の購入者に対し予算の範囲内で生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の額及び交付の方法については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみを発酵分解させる目的で製造された容器
- (2) 生ごみ処理機 生ごみを機械的に乾燥又は発酵させる目的で製造された機器

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、生ごみ処理容器及び処理機（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入した者であって、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 生ごみ処理容器等を自らの世帯で使用するために購入し、常に良好に維持管理できる者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。（同一世帯内の者を含む。）
- (4) その他市長が特に必要と認めた者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、生ごみ処理容器等1基当りの購入金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、生ごみ処理容器については、5,000円を、生ご

み処理機については、3万円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器等は、1世帯につき1基とする。ただし、この要綱により補助金の交付を受けた生ごみ処理容器等が、当該補助金の交付決定を受けた時から生ごみ処理容器にあつては3年、生ごみ処理機にあつては5年を経過し、かつ、使用に耐えなくなった場合に代替で購入する生ごみ処理容器等については、補助金の交付の対象とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器等を購入した日の属する年度の末日までに生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ処理容器等を購入したことを証する領収書

(2) 生ごみ処理機にあつては、購入業者名が記入されている保証書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の年度分の甲州市生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金については、なお従前の例による。